

不適正な生活保護業務に対する内部調査報告書

令和6年8月21日

生活保護業務における内部調査チーム

【内部調査実施の趣旨】

生活保護業務における不適切な事務処理があったことについて、市役所内部における第三者的な立場から調査及び検証を行う。

【内部調査の概要】

1 書類調査

- (1) 実施期間 令和6年2月7日～令和6年4月4日
- (2) 実施時間 延べ34.5時間（12日間）
- (3) 参加人数 延べ111人

2 職員への聞き取り等による調査

- (1) 実施期間 令和6年5月20日～令和6年7月10日
- (2) 実施時間 延べ28時間40分（15日間）
- (3) 対象人数 43人

〔内訳〕 令和5年度に福祉課生活保護業務に

従事していた職員 11人

平成22年度から令和4年度までに同業務に

従事したことがある職員 32人

【内部調査結果】

1 福祉課で保管されていた認印とその使用について

(1) 認印の数

福祉課に保管されていた本数を数えた結果、1,948本であった。

職員への聞き取り調査の結果、平成元年度頃には既に2～3個の印箱があり、ケースワーカーが代々引き継いだ認印を平成26年度の厚生労働省の監査の前に集め、その頃には現在の本数があったと思われる。

(2) 保管認印が増えた経緯

職員への聞き取り調査の結果、受給者から認印を預かった後、返還しなかったことが保管認印増加の主な要因であることがわかった。

認印を受給者から預かった理由として、現金支給の受給者が長期入院や施設入所により来庁できない場合に、ケースワーカーが病院や施設に生活保護費を届けることがあったが、病状等により印鑑を管理できない受給者の場合などで、病院や施設では認印を預かってもらえずケースワーカーが預かっていた事例、移動手段がなく来庁するのが困難な場合に、例えば紙おむつ代や眼鏡代といった一時扶助の申請などのため、ケースワーカーが認印を預かっていた事例、口座振込の受給者が生活保護法（以下「法」という。）に基づく返還金を毎月支給される生活保護費から徴収される場合において、返還金

分のみ現金支給の形をとり、受給者の受領印が必要であったが、その都度来庁しなくて済むようにケースワーカーが認印を預かった事例などがあった。その後、親族がいない受給者が死亡した場合など、返還できない場合も含め、返還しないケースが多くあったため本数が増えていった。

令和2年度以降は認印を預かることはなかったようである。

なお、保護申請時に手持ち金がなく認印を用意できない、現金支給時にほとんど認印を用意してこない等の理由により、受給者の許可を得てケースワーカーが購入した事例があった。受給者の許可を得たことが分かる文書等が残っていなかった。

(3) 保管認印の使用について

保管認印の印影と保存されている平成30年度から令和5年12月までの現金領収簿に押印されている印影とを目視で比較し、福祉課調査結果以外に保管認印が使用されたことがなかったか調査した結果、福祉課調査の86世帯以外に、入院で生活保護費が減額となった場合に生じた返還金に関して、職員が押印したものが10世帯あった。

また、この他、職員への聞き取りによって、どのような場合に保管認印を使用したか調査したところ、長期入院や施設入所の受給者が毎月の生活保護費を受ける際の領収印をもらう際には、前述のとおり受給者から印鑑を預かり押印していたが、印鑑を預かれない場合には、本人了承のもと、保管認印を使用していた事例、長期入院や施設入所の際に必要なおむつ代など、一時扶助の申請は本人が行うことになっていたが、病状等により押印をしてもらうことが困難な場合に保管認印を使用していた事例などがあった。

保管認印の使用が多くなった契機としては、法第63条や法第78条に基づく返還金を生活保護費から徴収する際に受領印として使用したことが大きい。

なお、法第63条返還金は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に返還するもの、法第78条徴収金は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に徴収されるものである。法第78条の2において、法第63条返還金（法第77条の2に基づくもののみ）及び法第78条徴収金は、受給者が申し出た場合には、生活の維持に支障がない範囲で生活保護費から徴収することができる（天引きできる）旨が規定されている。

福祉課がこれまで行っていた手続きでは、口座振込の受給者に対して、返還金にあたる金額を現金により支給する方法をとり、それを返還金として受給者から受領していたため、受給者の受領印を必要としてきた。しかしながら、法で生活保護費から徴収することができる旨が規定されていることから、一部については現金支給という方法ではなく、受給者の受領印を必要としない別の方法を採用することもできた。

保管認印については、口座振込の受給者に、返還金部分の受領印を押してもらうために来庁してもらうことのないよう負担軽減を図るなど、受給者の利便性と、ケースワーカー自身の負担軽減と考える職員もいた。若い職員は先輩職員から処理方法を教えられ、保管認印の使用について疑問に思わなかったとの話もあったが、問題と感じていた職員も半数以上いた。

2 生活保護費の分割支給について

(1) 分割支給していた件数

福祉課調査の14件以外に分割支給していた事例がないか、882世帯（令和5年11月現在において生活保護受給中の469世帯、過去5年間の保護廃止世帯413世帯）のケース記録の記載内容の確認を行った。

調査の結果、1件について分割支給に関する記載が確認できたが（14件に含まれるもの）、それ以外に確認することはできなかった。

(2) 分割支給を行っていた時期

職員への聞き取りによる調査を行った。

福祉課調査では、令和3年度3世帯、令和4年度4世帯、令和5年度7世帯とのことであったが、それ以前にも分割支給が行われていたことが確認できた。平成15年度頃には既に行われており、平成30年度までは継続的に行われていたようである。件数は年度によりばらつきはあるが、少ない時で2～3件、多い時には7～8件であった。

なお、以前から分割支給に関するケース記録への記載は行っていなかったようである。

(3) 分割支給を行っていた理由

職員への聞き取りによる調査を行った。

アルコール依存やギャンブル依存などによる浪費癖があり、生活保護費をもらうとすぐに使うことから生活指導のために行っていた事例が最も多く、その他、公共料金、家賃等に滞納があり、返済のために本人との相談により行っていた事例、引きこもりを防止するため外出機会の創出のために行っていた事例、知人にお金を搾取されてしまうために本人の申し出により行っていた事例などがあった。

なお、実際に支給日の2～3日後にお金をすべて使ってしまったのでどうにかならないか、保護費を前借りしたいとの相談も多くあったようである。

(4) 分割支給により月満額を支給していなかった事例

どのような場合に月満額を支給していなかったか職員の聞き取りによる調査を行った。

アパート退去時の清掃費を貯めるために満額支給しなかった事例、公共料金、携帯電話料金の滞納があり、返済のために満額支給しなかった事例などがあったが、最近の事例では、分割支給の金額ありきで考えていたため、結果として月額に満たなかったとの話もあった。

なお、平成15年度から平成21年度頃までは、週1回または2週に1回の分割支給がほとんどで、月額を分割する形をとっていたため満額支給しない事例はなかったようである。

3 生活保護費の支給遅延について

職員の聞き取り調査の結果、福祉課調査結果の2件以外に、支給が遅延した事例は確認されなかった。

4 10年間で保護世帯数が半減している理由等について

平成23年度から令和3年度までの10年間で保護世帯数が半減している理由をどう捉えているか、生活保護の申請をさせないよう、いわゆる水際対策が行われていなかったか職員への聞き取りを行った。

本市の生活保護世帯数は、平成23年度がピークで903世帯、保護率も0.97%と県全体の0.66%を大きく上回っている。平成20年度に起こったリーマンショックの影響により、平成21年度には申請件数や生活保護世帯数が大幅に増えていたが、同時期、保護係で4人の職員が病気休暇に入り、申請時の十分な調査や受給者への必要な生活指導を行うことができない状態であったようである。平成22年度には、病気休暇の職員に替わり5人の職員が配属されたが、申請件数や保護世帯数は増え続け、前年度から滞っていた事務処理も含め、業務が落ち着くまで2年ほどかかった。平成24年度頃からは、生活保護の適正化を図ろうということで、受給者の自立に向けた就労支援や、本来なら年金を受給できる受給者への手続きなどを強化するとともに、これまでも行ってきた他法他施策の活用も徹底したとのことである。このような取り組みを続けた結果、保護世帯数が減ってきたのではないかと考える職員が多くいた。また、高齢者の死亡を挙げる職員も多くいた。

また、上司から保護件数や新規申請を抑えるよう指示を受けたことがあったかとの質問に対し、指示があったと答えた職員はいなかった。しかしながら、明確な指示はなかったものの、就労可能な人や他の施策を活用できる見込みのある人は、そちらの調査を優先し、結果的に申請に至らないケースもあった。

5 その他

内部調査チームで令和6年5月20日から令和6年7月10日までの聞き取りの他、別途聞き取ったところ、平成26年度と平成29年度に厚生労働省の監査があり、群馬県の令和5年度生活保護施行事務監査（特別監査）において指摘された、「保護申請に条件があると誤解されるような制度説明や助言等、申請権の侵害が疑われるような行動は厳に慎むこと」、「保護廃止に際しては、その後に安定した生活を送ることができるか確認を行うこと」といった是正改善事項と同様のことが当時も指摘されていたことがわかった。